

お客さま 各位

「当座勘定規定（一般用・専用約束手形口用）」の改正について

平素より、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、当金庫では、「ことら送金※」の取扱開始に伴い、平日夜間、土・日・祝日にも当座預金（ただし、個人の口座に限ります）への振込入金が可能となることから、当座勘定規定に手形・小切手の決済資金への充当時限（15時）を明記させていただくこととしました。

なお、本件は、既にお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきますが、手形・小切手の決済資金への充当時限について、従前の取扱いを変更するものではありません。

※ことら送金とは、スマートフォンアプリを利用した個人間の小口送金サービスのことであり、口座番号を指定した送金のほか、携帯電話番号やメールアドレスを指定した送金が可能です。当金庫では、令和5年9月1日（金）よりことら送金の取扱開始を予定しておりますが、他金融機関のことら送金対応アプリから、当金庫宛の口座番号を指定した送金取引については、令和5年8月23日（水）より先行して可能となります。

◆対象規定および改正条項

当座勘定規定（一般用）： 第9条（支払の範囲）

当座勘定規定（専用約束手形口用）： 第10条（支払の範囲）

◆改正日

令和5年8月23日（水）

◆改正内容

新	旧
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>(3) <u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>
<p>注) 当座勘定規定（専用約束手形口用）：第10条の改正も同内容となります。</p>	

以上

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。